

ごあいさつ

平素は、JA木曽の事業運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当JAは、農業協同組合法第54条の3に基づき、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAの令和2年度の事業概況について皆様にご理解いただくために、ディスクロージャー誌「JA木曽の現況」を作成致しましたので、参考にいただければ幸いと存じます。

令和2年3月に、中長期的な農政の指針として新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、「農協系統組織が農村地域の産業や生活のインフラを支える役割等を引き続き果たしながら、各事業の健全性を高め、経営の持続性を確保することが必要であり、こうした課題認識に立ち、引き続き自己改革の取り組みを促す」と記載されています。

JAへの期待とともに、総合事業・総合経営の堅持が求められています。また政府・規制改革推進会議が進める農協改革においては、今後の准組合員の事業利用規制検討の結果や6月の規制改革実施計画に向けて予断を許さない状況となっています。

こうした状況の中、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に翻弄され続けた一年となりました。誰も経験したことのないウイルスへの恐怖感是我々の日常生活はもとより、業務遂行の上でも、組合員の皆様や地域との「繋がり」や「ふれあい」の大きな障害となりましたが、感染対策と気象変動対応を行いながら精力的に活動を展開し事業利益を確保してまいりました。

JA木曽が総合事業を継続・維持してゆく上で、とりわけ以下の重要課題に対処していかなければなりません。その一つは、役職員の意識改革を含めての、不断のJA自己改革に取り組み、地域に貢献する協同組合機能の発揮により組合員の負託に応える活動をしていくこと。もう一つは、地域農業とくらしを守るうえで、総合事業・総合経営を維持し、持続可能なJAの経営基盤強化に総力挙げて取り組むことです。そのために、現在進行中の「事業拠点再構築計画」の完全達成を組合員の皆様との対話活動を通じて、JAの取り組みや今後の活動についてご理解・ご協力いただきながら進めてまいります。

本年も組合員の皆様の更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



代表理事組合長
田屋 万芳

令和3年6月

事業方針

JA木曾の経営方針

「農業とくらし、地域とともに歩み続けます」

| | |
|---------|-------------------------------|
| 農をつくる | 意欲を持って取り組める持続可能な農業を実現します |
| くらしをつくる | 笑顔あふれる地域をつくります |
| JAをつくる | 地域の農業とくらしに 'なくてはならないJA' となります |

JA木曾は、JA木曾2019～2021、3ヵ年計画を定め地域の農業や木曾に暮らす住民の皆様のお役立ちになることを目指して様々な活動を行って参りました。

以下自己改革を盛り込んだJA木曾2019～2021、3ヵ年計画の2020年度の取り組みを報告いたします。

農をつくる

県域と連携した農業労働力支援や、多様な担い手への総合事業を生かした農業支援を強化し木曾地域農業を維持するための施策に取り組んでいます。

(1) 農業開発基金等活用による地域農業振興への取り組み

- 当JAを含むJA長野県グループでは農業振興ビジョンの実践に向け直接支援を行うため「JA長野県農業開発基金」を平成21年度から造成しております。当JAではこの基金を活用して次のような取り組みを行ってきました。(令和2年度の支援実績は延べ89名に6,717千円を助成)

- ※はくさい 前進出荷対応のための苗の支援 ※子牛導入支援
- ※インゲン及びとうもろこし奨励品目種代助成 ※花卉生産振興資材代助成
- ※各種農業関連機器導入代助成

(2) 農業所得増大、JAへの結集力向上に向けた取り組み

- 特定技能外国人2名の農業労働力支援を子会社である(株)JAファームにモデル導入しました。雇用户や同僚からは非常に評判が良く、今後の農家支援に役立てていけるものと思われます。
- 共済連による「農業活性化促進助成金」を活用し、各種農業施設機器の導入を図りました。(1,236千円)
- 畜産生産者の規模拡大支援として導入牛19頭を斡旋しました。

(3) 多様な担い手支援の取り組み

- 「小菊」「コウヤマキ」「ヒベリカム」等花木新品目の普及に努めました。徐々に栽培出荷に繋がっており本年は3年前から取組み始めた「啓翁桜」を初出荷することができました。
- 厳しい気候変動の中、生産物の品質維持のため勉強会や技術指導会を延べ35回開催しました。
- 木曾農業農村支援センターと連携した「木曾地域農業入門講座」はコロナ禍により開催できませんでした。

(4) 今後に向けた課題

- ・農業労働力確保策としてモデル導入した特定技能外国人を紹介
- ・インゲン、花卉栽培に加え「ミニトマト」共販による多様な担い手の販売（出荷）者への営農支援
- ・畜産農家の負担軽減に繋がる施策の提案
- ・農の情報発信源となれるグリーンファームきその充実

くらしをつくる

訪問活動を基軸とした相談機能発揮による組合員満足度の向上や、総合事業を生かしたPR活動、また、JAへの参加参画を促す活動を行い、地域での存在意義を高めます。しかし本年はコロナ禍で活動の在り方の模索が続いた1年でした。

(1) 准組合員や地域のみなさんへ「食」と「農」の理解を深め、地域農業の応援団を拡大するための取り組み

政府が進める農協改革には准組合員の事業利用制限が謳われています。JA木曽では准組合員や地域のみなさんの協力が農業振興に寄与することに繋がっていることは言うまでもありません。みなさんの更なるご理解と応援をいただくために以下の取り組みを行ってきました。

- ・各支所単位の小学校や保育園で地元野菜や花卉、米の栽培についての勉強会から農業実習までの一連作業体験などを通して食農教育を行いました。
- ・地元産米を学校給食に利用いただき、地産農産物の消費拡大を進めています。また、地産地消を推奨するための玄米を積極的に販売しています。
- ・学校給食への木曽牛をはじめとした地元農産物の提供等、農業や地元農産物を理解していただくための取り組みを進めています。

(2) 組合員や地域のみなさんとともに地域活性化にむけた取り組み

- ・組合員の意見をいただく支所運営委員会を感染対策を講じながら開催しました。残念ながらコロナ禍で支所総集会は中止とさせていただきます。（支所運営委員会開催回数16回 参加者232名）
- ・女性の協同を担う人づくりとして新型コロナウイルス感染症の様子を見ながら「さわやか教室」を開催しました。しかし例年に比べ開催回数は激減しました。（延べ参加者297名）
- ・年金友の会もほとんどの行事を中止することになりました。

(3) 多面的相談機能の向上をめざす取り組み

- ・訪問による相談受付機能強化の取り組みとして、感染対策を講じて組合員訪問活動を行いました。
- ・組合員ニーズに対応した相談体制の構築として職員知識向上を図りました。本年度は毒物劇物取扱責任者1名、営農相談員資格を11名が取得しました。

(4) 今後に向けた課題

- ・組合員ニーズに対応した個別訪問とWEB活用の共有化
- ・JA事業を活かしたつながりづくりとしてのアグリキッズクラブ立ち上げ準備
- ・組合員に参画いただく支所活動づくり

JAをつくる

総合事業として木曾に根差し続けるJAである為に、事業改革への取り組み、事業拠点の効率化・合理化をすすめながら経営の安定を図り、組合員利用者みなさまに安心してご利用いただけるJAを再構築します。

(1) 総合事業を支えるJA経営基盤確立の取り組み

- ・ 持続可能な経営基盤の構築のため、「事業拠点再構築計画」の一環として金融お取引店舗の変更を実施しました。
- ・ 不採算事業の業態変更により経営改善に努めました。
- ・ 遊休不稼働資産の処分を進めました。

(2) 地域に信頼される健全なJA経営

- ・ 新しい財務会計管理システムを導入し経営管理の高度化、効率化に取り組みました。

(3) 今後に向けた課題

- ・ 組合員の減少を抑える取り組みとしての組合員メリットの拡大
- ・ 正組合員要件の見直し及び准組合員の位置付けの明確化
- ・ 不採算部門の経営改善実施、事業や事務の効率化促進による収支改善

令和2年度はコロナ禍により組合員の皆様との対話活動が制限された面はあるものの、農業者の所得増大、地域の活性化、経営基盤の確立に向けて引き続き不断の自己改革に取り組んでまいりました。

JA木曾は、今後も総合事業の堅持と地域や組合員の皆様に必要とされるJAであり続けるために、一步先のJAをめざします。

令和2年度の事業概況

(1) 事業の概況

令和2年度はあらゆる場面で新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、恒例の催事を中止せざるを得ない異例の事業展開となりました。

販売事業はコロナ禍の影響で花卉と畜産の販売高が減少したものの、主力品目の「御嶽はくさい」の高値で野菜販売高が前年を大きく上回ったことにより、前年比99%の販売高となりました。

購買事業は大口生産者の減少により生産資材の取扱高が減少したものの、生活燃料事業の収益向上で前年並みの利益を確保しました。

金融事業は、長期にわたる金融緩和政策の影響のもと、個人貯金の増勢に努めるとともに新型コロナウイルス感染症対応資金の貸出等で地域の生活や事業の支援を図りながら計画を上回る利益を確保しました。

共済事業は感染対策を徹底して保障点検運動を展開しました。また、7月の豪雨災害では共済金のお支払によって暮らしを守る支援をしましたが、計画比92%という結果となりました。

コロナ禍に翻弄され事業計画の達成が厳しい環境のなか、事業総利益は1,230百万円と前年を下回りましたが、事業管理費の圧縮により計画に沿った事業利益を確保することができ、当期剰余金は58百万円となりました。

経営管理面では「JA木曾事業拠点再構築計画」の一環として、組合員の皆様にご協力いただきながら金融お取引店舗の変更を実施しました。また、リスク管理委員会やALM委員会機能強化によるリスク管理態勢強化と共に、「新型コロナウイルス拡大防止対策本部」を設置し事業継続計画（BCP）を実行しました。

以上の結果、当期末処分剰余金は154百万円となりました。JAの健全性指標である自己資本比率は、17.47%となりました。

(2) 対処すべき重要な課題

JA木曾は、これからも組合員・利用者の皆様にとって、「なくてはならないJA」であり続けるために、3カ年計画最終年度としての活動と「事業拠点再構築計画」の着実な実践を通じて以下の課題に対処してまいります。

- ① 農業生産力の維持のための取り組み
- ② 農業所得増大につながる支援策の充実化
- ③ 木曾農業の未来を担う農業者の維持拡大
- ④ 多様なニーズへの対応、安心な生活の応援
- ⑤ 協同活動による地域貢献と情報発信
- ⑥ 地域・組合員との関係性強化と次世代層へのつながりづくり
- ⑦ 組合員のお役に立つ人材育成への取り組み
- ⑧ 経営基盤の安定化への取り組み

法令遵守の体制

当組合は、信用事業をはじめ販売事業、指導事業、購買事業、共済事業等、様々な事業を行っております。中でも信用事業は、業務内容やリスクが多様化・複雑化しており、当JAも金融機関の一員として徹底した自己規律・業務運営の透明性が求められております。

このため最も重視しなければならないのは、農協法をはじめとするJAが行なう様々な事業に関連した法令及び定款・諸規程であることを認識し、これらを遵守することが社会の一員としての責務であると考えております。

そこで、法令及び社会的規範の遵守については「コンプライアンス・マニュアル関係規程集」を定めるとともに、法令等チェックリストにより組合長をはじめ全役職員が常にこのことを自覚し、職制のなかで相互に法令遵守をチェックする体制を整えております。

【基本方針】

わたくしたちJA木曾の役職員は、協同組合原則が示す定義・価値・原則を、事業活動を通じ実践し、地域社会の発展と協同組合組織の発展に貢献していかなければならない。そして、激的に変化する社会・経済の潮流に対して、先人の努力に学ぶとともに、JAの組織・事業・経営に対する機能強化を常に心がけ、農家組合員の営農と生活を守るという社会的使命を実現するため、日々、JAが行なうすべての業務を健全かつ適切な運営を確保するなかで、JA綱領が示す理念を積極的に取り組みます。

個人情報保護方針

当組合は、個人情報取扱事業者に課せられる義務と責任を果たすため、個人情報保護管理者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行っています。

木曾農業協同組合個人情報保護方針

木曾農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業員及び委託先を適正に監督します。個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。また、当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。
5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われる場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
6. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。
7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。また、当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

木曾農業協同組合情報セキュリティ基本方針

木曾農業協同組合（以下、当組合という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と、日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以上

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報を取得する際の利用目的（保護法第18条1項関係）

当組合の保有個人データの利用目的（保護法第24条第1項2号関係）

個人情報保護法に基づく公表事項等につきましては、JA木曾のホームページ (<http://www.ja-kiso.iijan.or.jp/>) をご覧ください。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

貸出運営についての考え方

当組合は、組合員及び地域住民の住宅・自動車・教育等の生活資金、農業振興資金、観光をはじめとする地場企業等が必要とする事業資金、あるいは地方公共団体等の公共資金についてご利用いただいております。

さらに、(株)日本政策金融公庫などの制度資金取扱いのほか、皆様のライフスタイルにあわせた各種ローンをご用意し融資の相談にお応えしております。

このように地域発展に寄与することで地域金融機関としての役割を果たして行きたいと考えております。

社会的責任への取り組み

◆ 情報セキュリティへの取り組み

J Aの各組織ならびに社会からの信頼を基礎とし、情報セキュリティ基本規程に基づき、顧客情報及びJ A本曾の情報資産の改ざん・破壊・盗聴・漏えい等の不正行為や災害から保護し「機密性」「完全性」「可用性」を確保しています。

◆ マネー・ロンダリング（資金洗浄）への取り組み

犯罪収益をあたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠すマネー・ロンダリングに対し次の対策を講じています。

1. J A本曾は個人・法人を問わず貯金口座開設等、一定の取引を行なうに際して、運転免許証等の公的書類の提示を受ける等の方法により、利用者さま等の本人特定事項を確認させていただきます。
2. J A本曾は組織的犯罪処罰法に基づき「疑わしい取引」が行なわれた場合には、速やかに長野県知事に届出をします。

◆ 反社会的勢力への対応

J A本曾は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備しています。

1. J A本曾は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。警察・財団法人暴力追放推進センター・弁護士など、外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。
2. J A本曾は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。疑わしい取引については、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◆ 環境にやさしい農業への取り組み

J A本曾は、環境にやさしい農業の実現のために次の事を実行しています。

1. 不要農薬や廃プラスチックの回収をすすめ安全に処理をしています。
2. 輪作体系の実施による農薬や化学肥料を減量した、環境にやさしい栽培をすすめています。
3. 完熟有機堆肥の生産を行い化学肥料の使用を抑制しています。

◆ 苦情処理への取り組み

J A本曾は、組合員をはじめ利用者の声を誠実に受け止めます。

【苦情処理対応部署】

本所企画管理部リスク管理課

☎0264-22-2128（全事業対象）

J Aバンク相談所

☎03-6837-1359（信用事業専門）

◆ コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）への取り組み

J Aのコンピュータシステムが不慮の災害や事故、あるいは障害等により重大な損害を被り業務の遂行が困難になった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行なうための対策を講じています。

JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」

◆ JAバンク基本方針について

「JAバンク基本方針」には、信頼性確保のための破綻未然防止策や、良質で高度な金融サービスの提供を行なうための事業推進等に関し、「JAバンクシステム」として、農協信用事業系統が一体となって取り組むべき事項を定めています。

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2019年3月末における残高は1,706億円となっています。

◆ 破綻未然防止システムについて

JAバンク全体で経営の健全性を確保し、組合員・利用者の皆様に一層の「安心」をお届けします。

破綻未然防止システムのポイント

POINT 1

経営状況のチェック
(モニタリング)

個々のJAの財務状況、業務体制などについてチェック(モニタリング)を行い、問題点の早期発見に取り組んでいます。モニタリングは、農林中金に設置された「JAバンク中央本部」と信連に設置された「JAバンク県本部」が行います。

POINT 2

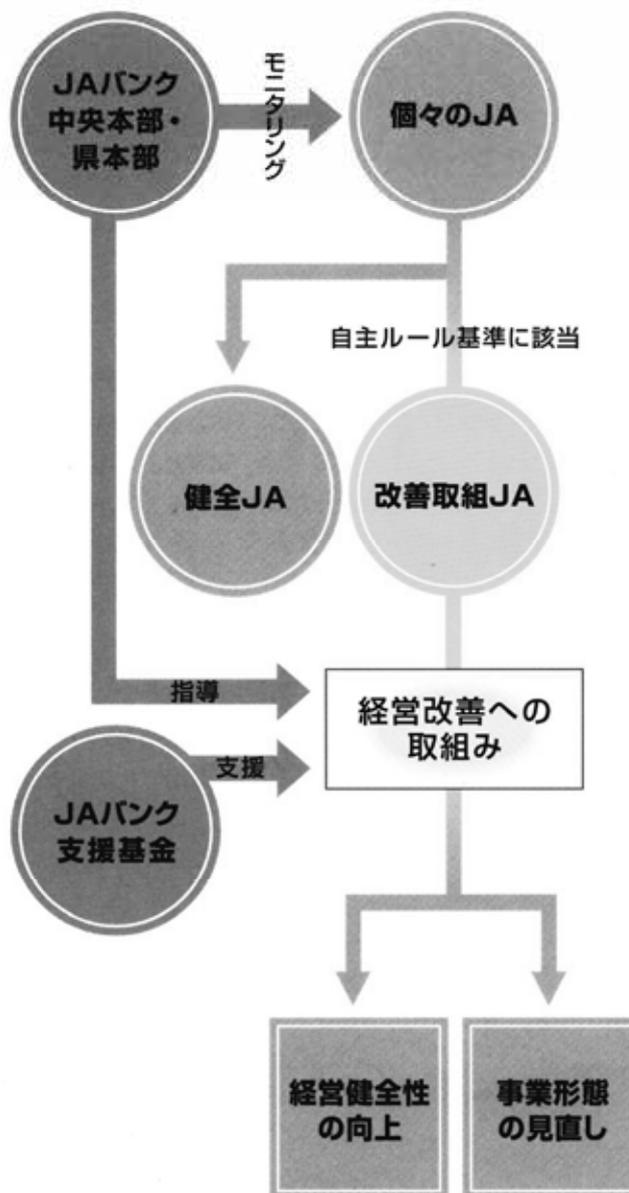
経営改善への取組み

モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するJAは、この状況に応じた一定の資金運用制限も行いつつ、経営改善への取組みを行います。JAバンク中央本部・県本部は、関係団体と連携しその取組みを強力にサポートします。

POINT 3

JAバンク支援基金によるサポート

「自主ルール基準」に基づき経営改善への取組みや事業運営形態の見直し(事業譲渡、合併など)を行うJAには、新たに設置した「JAバンク支援基金(JAバンク支援協会)」が必要なサポート(資本注入や資金援助など)を行います。



リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

■ リスク管理体制

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については本所に審査課を設置し、各事業部と連携を図りながら与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

■ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所等のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の概要

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（月～金 9時～17時）

| | | | |
|------|--------------|-------|--------------|
| 檜川支所 | 0264-34-2155 | 三岳支所 | 0264-46-2002 |
| 北部支所 | 0264-36-2027 | 王滝支所 | 0264-48-2121 |
| 日義支所 | 0264-23-3310 | 上松支所 | 0264-52-2068 |
| 中部支所 | 0264-22-2220 | 南部支所 | 0264-55-2185 |
| 開田支所 | 0264-44-2001 | 南木曽支所 | 0264-57-2032 |

上記支所のほか下記の窓口でも受け付けます。

JAバンク相談・苦情等受付窓口（本所金融共済部）

電話番号：0264-22-2773

電子メール：kinyu03@kis.nn-ja.or.jp

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇金融円滑化にかかる基本方針

当JAは協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化を図る」ことを、地域金融機関としての存在意義、および社会的責任と認識しています。

今般の「中小企業等金融円滑化法」の施行にともない、農業をはじめ中小企業および住宅ローンをお借入のお客さまからのご相談に対し、適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの特性や事業の状況ならびに財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。

3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当JAは、お客様からの貸付条件の変更等の相談・申込みにかかる検討にあたっては、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めます。また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。
6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 本所及び各事業部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各事業部における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

業務・事務の効率化への取り組み

当組合は、信頼され安心してお取引できる金融機関を目指して、業務・事務の効率化に向けて取り組んでいます。

- 銀行、ゆうちょ銀行、コンビニエンス・ストアなどに設置された銀行ATMなどでも現金引出しのできるキャッシュサービス、パソコン・携帯電話から残高照会や振込・振替が行えるインターネットバンキングなど、サービス向上に努めています。
- より信頼される金融機関を目指して、内部牽制機能充実をはかるため、内部管理態勢にかかる指導基準・体制整備基準に基づき店舗機能見直しと渉外体制の充実により職員配置の効率化をはかり、地域利用者の利便性の維持に取り組んでいます。
- 「ローンセンター」は休日でも各種相談・手続きに応じられるよう、利便性を図り相談機能強化に努めています。
- 各種信用業務に関わる研修会に参加して、JA職員としての専門知識習得と資質向上に努めています。
- ICキャッシュカード生体認証対応機能を全ATMに装備して、安全・安心をお届けしています。

農業振興活動

○ 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組む情報を含む）

（1）農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当組合では「金融円滑化に関わる基本方針」を制定し、お客様の経営相談等、経営改善に向けた取り組み支援を行っております。

（2）農業者等の経営支援に関する態勢整備

本所及び各事業部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各事業部における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

（3）農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

（4）担保・保証に過度に依存しない融資等の取り組み

当組合では、組合員・利用者の経営状況及び将来性を踏まえ、不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資相談に取り組みます。

（5）ライフサイクルに応じた担い手支援

経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組む支援を行っております。

（6）経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

金融円滑化に関わる基本方針に基づき、これまでに当組合が支援した実績は36件となっております。

○ 農業生産力の維持に向けた取り組み

農業生産法人「(株)JAファームきそ」の農作業受託等により農家負担軽減を支援しました。

○ 農業祭の開催、地産地消、食育への取り組み

例年実施していたJA組合員感謝祭は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため中止としました。

地産地消の活動として、木曾地域内で生産された玄米の約24トンを保育園・学校給食にご利用頂くなど、独自米取扱い数量3,879袋（約116トン）により地産地消に取り組みました。

JAバンク食農教育事業として管内小学校にオリジナル教材本を贈呈しました。

食育への取り組みとして例年実施していた、管内保育園とのバケツ稲づくりや野菜づくり、また、すんき等の漬け込み体験などを通しての食農教育については、新型コロナウイルス感染症の影響で残念ながら実施できませんでした。

地域貢献情報

○ 全般に関する事項

当組合は、木曽郡及び塩尻市木曽平沢、贄川、奈良井地区を事業区域とし、農業者を中心として地域住民の皆様が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

○ 地域からの資金調達の状況

地域の皆様からお預かりした貯金・積金の残高は、今年度末において68,806百万円となっております。当組合では、県下統一商品として女性のための定期貯金「ゆめこまち」、退職金専用定期貯金「GOGO人生」、年金受給者・予約者専用定期貯金「虎の子」、子育て応援定期積金「こてきたい」を取扱い、オリジナル商品として、年金友の会会員向け「まごころ定期貯金」等幅広い商品を募集しております。

皆様からお預かりする資金につきましては、金利面や特典面によりご満足いただけるよう心がけております。

○ 地域への資金供給の状況

地域の皆様への貸出金の残高は、今年度末において7,950百万円となっております。この内訳は、組合員等への資金供給4,646百万円、地方公共団体等2,483百万円、その他819百万円です。

新型コロナ感染症対応資金として108百万円資金供給し、地域の生活や事業の支援を行いました。

地域農業者等の資金ニーズにあわせ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度融資や農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、県下統一ローンのほか、農協独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆様の生活の向上に貢献できるよう努めております。

○ 文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、農業体験など農業を通じた地域との交流を積極的に行っております。また、木曽に明るい話題をもたらす活躍をされた、地元出身力士御獄海関へ農産物を贈呈し応援しました。

また、年金受給者を対象に「年金友の会」を組織し、旅行、マレットゴルフ大会等を開催するなど、地域の皆様の繋がりに役立つような活動を行っております。

大規模災害等に対応するための事業継続計画（BCP）を策定し、姉妹提携先のJAあいち知多と「災害時相互支援に関する協定」を締結しています。大災害発生時に支援しあうことで、応急対策を素早く行います。

今後も引き続き、地域の皆様に貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心がけ、さらには支所の充実をはかることにより、より一層の地域貢献ができるよう努めてまいります。

JA木曾の事業のご案内

JA木曾では、地域の皆さまの暮らしに役立つ事業を行っておりますので、お気軽にご利用下さい。

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

◆貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。また、公共料金、都道府県税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◆貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

◆為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

◆サービス・その他

当組合では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取扱い、全国のJAATMでの通帳記帳や貯金の出し入れが可能である他、銀行、ゆうちょ銀行、コンビニエンス・ストアなどに設置されたATMなどでも現金引出しのできるキャッシュサービス、パソコン・携帯電話から残高照会や振込・振替が行えるインターネットバンキングなど、いろいろなサービスに務めています。

◆お取扱商品のご案内◆

主な貯金

| 貯金の種類 | | 特 色 | 期 間 | 預入金額 |
|------------|-----------------|---|-------------------------|-----------------|
| 総合口座 | 普通貯金 | <ul style="list-style-type: none"> 普通貯金と定期貯金との組合せ口座 有利な定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を1冊の通帳にセットした貯金です。もし、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%（最高300万円）まで自動的にご利用して致します。 ご利用の際の利率は、お預け入れ定期貯金の利率に0.5%を加えた利率となります。 （定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります） | 期間の制限はありません。 | 1円以上 |
| | 定期貯金 | <ul style="list-style-type: none"> 自由金利で1年経過後はお引出し自由、一部のお引出しもできます。 | 最長3年 | 1円以上 300万円未満 |
| 定期貯金 | 大口定期貯金 | <ul style="list-style-type: none"> 金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。 満期前利息分割受取型も選択できます。（大口定期貯金） | 1ヶ月以上 10年以内 | 1,000万円以上 |
| | スーパー定期 | | | 1円以上 |
| | 変動金利定期貯金 | <ul style="list-style-type: none"> 金利は市場実勢を参考にして決定されますが、6ヶ月ごとに金利がその時点の金利動向により変更されます。 | 2・3年 | 1円以上 |
| 積立貯金 | 定期積金 | <ul style="list-style-type: none"> 毎月一定額のお積立てで、生活設計にあわせ無理のない資金づくりができます。金利は自由金利です。 | 6ヶ月以上 5年以内 | 1,000円以上 |
| | 積立式定期貯金（エンドレス型） | <ul style="list-style-type: none"> 毎月のお積立ては、期日指定定期貯金で有利に増やします。積立期間は自由でイザというときには一部のお支払い機能もあります。 | 自由 | 1円以上 |
| | 積立式定期貯金（満期型） | <ul style="list-style-type: none"> 毎月のお積立てで、生活設計にあわせ無理のない資金づくりができます。 | 6ヶ月以上 10年以内 | 1円以上 |
| 財形貯金 | 一般財形貯金 | <ul style="list-style-type: none"> お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによるお積立てとなります。 | 3年以上 | 1円以上 |
| | 財形年金貯金 | <ul style="list-style-type: none"> 退職後の生活に備えて資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、住宅財形とあわせて550万円まで非課税の特典が受けられます。 | 5年以上 （据置期間6ヶ月以上5年以内） | 1円以上 |
| | 財形住宅貯金 | <ul style="list-style-type: none"> マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金とあわせて550万円まで非課税の特典が受けられます。 | 5年以上 | 1円以上 |
| 当座貯金 | | <ul style="list-style-type: none"> 安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。 | 期間の制限はありません。 | 1円以上 |
| 普通貯金 | | <ul style="list-style-type: none"> おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。 | 期間の制限はありません。 | 1円以上 |
| 決済用貯金 | | <ul style="list-style-type: none"> 無利息・要求払い・決済サービスの貯金です。 貯金保険制度による全額保護の対象となっております。 | 期間の制限はありません。 | 1円以上 |
| 貯蓄貯金一般口 | | <ul style="list-style-type: none"> 有利な金利で増やしなから、普通貯金のように必要な時に自由にお引出しいただける新しいタイプの貯金です。 | 期間の制限はありません。 | 1円以上 |
| 通知貯金 | | <ul style="list-style-type: none"> 1週間以上の短期のお預入れにご利用いただけます。 | 7日以上 | 50,000円以上 |
| 納税準備貯金 | | <ul style="list-style-type: none"> 税金の納付に備えるための貯金です。 | 入金はいつでも | 1円以上 |
| 譲渡性貯金（NCD） | | <ul style="list-style-type: none"> 大口資金の運用に適しています。また、満期日前に譲渡できます。 | 2週間以上 5年以内 | 1,000万円以上 |

主な取扱いローン

(1) 住宅関連ローン

| ローンの種類 | | お使いみち | ご融資金額 | 返済期間 | 返済方法 | 担保・保証 |
|----------|-----------|--|-----------|-------|------------------------------------|---|
| 住宅ローン | 固定金利型 | 住宅の新築・増改築資金や土地・建売住宅・マンション・中古住宅の購入資金などにご利用いただけます。 | 1億円以内 | 40年以内 | 元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済也可) | 担保：土地・建物 保証：長野県農業信用基金協会、全国保証(株)、協同住宅ローン(株) |
| | 変動金利型 | | 1億円以内 | 40年以内 | 元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済也可) | |
| | 固定金利期間選択型 | | | | | |
| リフォームローン | | 住宅の増改築・修理・内外装・造園・門・塀などの建築資金にご利用いただけます。 | 1,500万円以内 | 20年以内 | 元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済也可) | 担保：原則として必要ありません 保証：長野県農業信用基金協会 |

(2) その他ローン

| ローンの種類 | | お使いみち | ご融資金額 | 返済期間 | 返済方法 | 担保・保証 |
|------------------|-------|---|-----------|---|--------------------------|------------------------------|
| 教育ローン | 固定金利型 | 入学金・授業料・学費及び生活資金にご利用いただけます。(変動金利の場合、適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。) | 1,000万円以内 | 16年10ヵ月 (据置期間は、貸付日から貸付対象子弟の卒業予定年月の末日の6ヶ月後以内) | 元利均等返済 (ボーナス時の増額返済也可) | 担保：必要ありません 保証：長野県農業信用基金協会 |
| | 変動金利型 | | | | | |
| マイカーローン | 固定金利型 | 車の購入はもちろん車検・カレージの購入・免許証の取得など車のことなら何でもご利用いただけます。(変動金利の場合、適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。) | 1,000万円以内 | 10年以内 | 元利均等返済 (ボーナス時の増額返済也可) | 担保：必要ありません 保証：長野県農業信用基金協会 |
| | 変動金利型 | | | | | |
| 農機ハウスローン | | 農機具、パイプハウス等資材購入・修理時等にご利用いただけます。 | 1,800万円以内 | 10年以内 | 元利均等返済 (ボーナス時の増額返済也可) | 担保：必要ありません 保証：長野県農業信用基金協会 |
| 農業経営ローン (ゆたか) | | 農業経営に必要な運転資金としてご利用いただけます。 | 1,000万円以内 | 1年以内 | 農産物販売代金等貯金口座より、ご返済 | 担保：必要ありません 保証：長野県農業信用基金協会 |
| カードローンLip | | 生活に必要な資金にご利用いただけます。(負債整理資金・事業資金は除きます。) | 50万円以内 | 2年以内 (自動更新) | 指定口座 入金により随時返済と約定返済 | 担保：必要ありません 保証：長野県農業信用基金協会 |

信販保証 JA個人ローンのご案内

| ローンの種類 | お使用みち | ご融資金額 | 返済期間 | 担保・保証 |
|------------------------|---|-----------|--|---------------------------------------|
| カーローン | マイカー購入資金（中古車含む）及び購入時の関連資金にご利用いただけます。 | 1,000万円以内 | 据置期間を含め6ヶ月以上10年以内（ただし、お借換えの場合は、既に返済済みの期間を含めて10年以内） | 担保：必要ありません 保証：ジャックス（株）、三菱UFJニコス（株） |
| 教育ローン | 入学金・授業料等（前期+後期分 1年ごとの申込み）・アパートの礼金・敷金の当初契約時必要月数以内の必要な資金にご利用いただけます。 | 1,000万円以内 | 16年10ヵ月以内 | |
| 当座貸越型教育ローン | 教育資金が必要な都度、お申込範囲内で繰り返しご利用いただけます。 | 700万円以内 | ご融資金額に応じた一定額を毎月お支払いいただきます。 | |
| リフォームローン | 住宅の増改築費用・住宅設備機器の購入資金にご利用いただけます。 | 1,500万円以内 | 20年以内 | |
| 住宅王プラス （住宅ローン利用者専用） | JAで住宅ローンご利用中の方に、マイカー購入・教育・リフォームなどご利用の目的が明確な資金で幅広くご利用いただけます。 | 500万円以内 | 10年以内 | |

各種制度資金

農村の生活・生産基盤の整備拡充を目指した長期で低利な資金をご融資するため、各制度資金の取扱いを行っております。

◆制度資金取扱窓口として、主に次の各機関のお取扱いをしております。

| 金融機関等 | 資金名 |
|--------------|--|
| 農業制度資金 | 農業改良資金・農業近代化資金・農業経営改善促進資金（スーパーS資金）・就農支援資金 農業経営負担軽減支援資金等 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） 経営体育成強化資金・農業経営維持安定資金・中山間地活性化資金・教育資金等 |
| 各町村 | 小規模農業及び商工資金・下水道設備資金・住宅資金等の各行政補助資金・教育資金等 |
| 住宅金融支援機構 | 災害復興住宅融資資金等 |

証 券

| 名称 | 期間 | 購入単位 | お払い込み金額 | 非課税の特典 | 利子 | 中途換金 |
|------------------|-----------|------|---------|----------------------------|----------------------|-------------------------------|
| 国債窓口販売 個人向け国債 | 変動 10年 | 1万円 | 額面金額 | 障害者の方などは、マル優・特別マル優が適用されます。 | 年2回、ご指定の口座にお振込み致します。 | 1年経過すれば直近2回分の利子相当額を支払うことで換金可能 |
| | 固定 5年 | | | | | |
| | 固定 3年 | | | | | |

その他商品・サービス

| 項目 | 内容 |
|-----------------|--|
| JAキャッシュサービス | JA木曾のキャッシュカードにより、全国のJA・ゆうちょ銀行・セブン銀行等のATM（現金自動預入支払機）で現金のお引出し、ご入金、残高照会ができます。また、これ以外の銀行、信用金庫等のATMで現金のお引出しが可能です。 |
| 給与振込サービス | 給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なお引当金にお引出しができます。 |
| 各種自動受取サービス | 国民年金・厚生年金・配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息が付きましますので大変お得です。 |
| 各種自動支払サービス | 電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料など、普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払い致しますので振込、払い込みのわずらわしさがなくなります。 |
| JAカード（クレジットカード） | お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでお支払いが可能です。また、ETCや公共料金等の決済用としてもお使いいただけます。お金が必要なときはキャッシュサービスも受けられる便利なカードです。 |
| 定期振込サービス | 定期的に同一のお振込みをお客様が行なう場合、振込先の登録を行い振込票の作成を致します。お客様は金額欄を記入するだけで、その他の記入が不要になり大変便利です。 |
| 総合振込サービス | お客様より電子データにてお振込をご依頼いただくことにより、複数のお振込を自動的にかつスムーズに行うことができます。 |
| 口座振替サービス | お客様からのご依頼データにより、自動的に口座振替ご契約先口座より振替を行いますので、集金等の手間がなくなります。 |
| デビットカード | JAキャッシュカードでご自分の貯金残高の範囲内でお買物ができます。現金を引き出す手間が省けスピード決済されますので、使いすぎの心配がなく安心です。 |
| JAネットバンク | インターネットに接続されているパソコン、携帯電話からアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。 |

共 済 事 業

| 共済の種類 | 特 色 | 主な引受基準 |
|------------------------|---|--|
| 医 療 共 済 | <p>日帰り入院からまとまった一時金が受取れる医療保障です。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用ができます。</p> <p>① 共済期間は10年・80歳・終身から選べます。 ② 共済金の受取り回数を1回型・4回型・7回型から選べます。 ③ 手術・放射線治療・先進医療・入院時諸費用の保障や健康で一時金のお支払いがなかった場合に祝金が受取れるプランも選べます。</p> | <p>★共済金額 通算最高限度額 60万円</p> <p>★先進医療共済金 通算最高限度額 2,000万円</p> |
| 終 身 共 済 | <p>一生涯を保障する共済です。働き盛りには保障を厚くするなど、ライフスタイルにあわせた設計ができます。</p> <p>① 働き盛りには大きな保障と、一生涯続く確かな保障 ② 後遺障害や重度の要介護状態になられた場合の保障 ③ 災害で後遺障害が残った場合の保障</p> | <p>★共済金額 通算最高限度額 5億円</p> <p>★災害給付金額 通算最高限度額 1,000万円 (災害給付保障を付加した場合)</p> <p>★災害死亡割増金 通算最高限度額 2億円 (災害割増保障を付加した場合)</p> |
| 養 老 生 命 共 済 | <p>加入から満期(契約満了)までの一定期間を保障する共済で、満期時に満期共済金がお受取りになれます。</p> <p>① 満期共済金の30倍まで保障 ② 後遺障害や重度の要介護状態になられた場合の保障 ③ 災害で後遺障害が残った場合の保障</p> | <p>★共済金額 引受最高限度額 1,000万円</p> |
| こ ども 共 済 | <p>お子さまの教育資金の備えと万一保障を備えた共済です。「貯蓄性」や「保障の充実性」などニーズにあわせて保障をお選びいただけます。</p> <p>① お子さまの入学金や大学進学資金の準備ができます。 (入学祝金プラン、大学進学プラン、中学校進学プラン、高校進学プラン) ② 親(契約者)が万が一のときも進学を手厚くサポート</p> | <p>★共済金額 引受最高限度額 3,000万円</p> |
| 介 護 共 済 | <p>一生涯にわたる介護の不安に備えた共済です。</p> <p>① 公的介護保険で「要介護2～5」に認定された時に共済金をお支払いします。 ② 所定の「重度要介護状態」になった時に共済金をお支払いします。</p> | <p>★共済金額 引受最高限度額 3,000万円</p> |
| 年 金 共 済 | <p>公的年金制度の補完機能としての高齢化社会にあわせた共済です。</p> <p>① 生涯にわたって受取りできる制度と一定期間に受取りできる制度があります。(終身年金型・定期年金型) ② 割戻金は、年金額の増額となります。 ③ 年金額が増える楽しみがあります。 ④ 税制適格特約付きプランにご加入の場合、所得控除が受けられます。</p> | <p>★共済金額 引受最高限度額 3,000万円</p> |
| 建 物 更 生 共 済 マ イ 家 財 | <p>火災・自然災害・地震による、建物や家財家具等の損害を幅広く保障する共済です。</p> <p>① 火災などで全損したとき 火災共済金+費用共済金 ② 自然災害での全損のとき 火災共済金+費用共済金 ③ 地震などの場合 火災共済金の1/2 ④ 自然災害・火災により死亡・ケガをした場合の保障 ⑤ 契約期間満了時には満期共済金を受け取れます。</p> | <p>★火災共済金額 引受最高限度額 5億円 (住宅物件の場合)</p> <p>※物件ごと再取得価額・時価額など加入方法が異なります。</p> |
| 生 活 障 害 共 済 | <p>病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備える共済です。</p> <p>① 身体の障害状態を幅広く保障 ② 公的な制度に連動し、身体障害者手帳の1級から4級を保障 ③ ニーズに合わせてプランを選択(一時金型・定期年金型)</p> | <p>★共済金額 引受最高限度額</p> <p>一時金型 3,000万円 定期年金型 360万円</p> |

(注) 引受基準は、条件・種類・加入年齢等により変わります。詳しくは、各支所へご相談下さい。

| 共済の種類 | 特 色 | 主な引受基準 | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|---|------|-----|------|-----|---------|---------|----|---------|------|-----|
| 特定重度疾病共済 | <p>三大疾病をはじめとする生活習慣病を幅広く保障し、治療にかかる様々な経済的負担に備えられる共済です。</p> <p>①「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」「その他の習慣病」を幅広く保障</p> <p>②共済期間を通じてそれぞれ1回、最大4回お支払い可能なため合併症にも対応できます。</p> | <p>★共済金額 引受最高限度額 1,000万円</p> | | | | | | | | | | |
| が ん 共 済 | <p>「生きる」を応援する充実のがん保障です。</p> <p>①上皮内がんを含む様々な「がん」、脳腫瘍の治療を一生涯保障</p> <p>②「がん」診断時や再発時、長期治療のとき、まとまった共済金を受け取れます。(がん診断共済金・がん治療共済金)</p> <p>③入院・手術はもちろん、放射線治療も保障</p> <p>④全額自己負担となる先進医療の技術料を保障(先進医療保障を付加した場合)</p> | <p>★がん入院共済金額 通算最高限度額(日額) 40,000円</p> <p>※不担保期間 契約日より90日</p> | | | | | | | | | | |
| 自 動 車 共 済 自 賠 責 共 済 | <p>自動車事故・災害に備える共済です。自賠償共済は、今日ドライバーは必ず加入しなければならない、法で定められた強制保険です。</p> <p>① 自賠償共済セット割引等の各種割引制度等の充実</p> <p>② 自動車共済安心サポーターによるフォロー</p> <p>③ 夜間・休日はフリーダイヤルで事故受付とアドバイス</p> | <p>★共済金額 引受最高限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>対人賠償</td> <td>無制限</td> </tr> <tr> <td>対物賠償</td> <td>無制限</td> </tr> <tr> <td>搭乗者傷害死亡</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>車両</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>人身傷害</td> <td>無制限</td> </tr> </table> | 対人賠償 | 無制限 | 対物賠償 | 無制限 | 搭乗者傷害死亡 | 1,000万円 | 車両 | 3,000万円 | 人身傷害 | 無制限 |
| 対人賠償 | 無制限 | | | | | | | | | | | |
| 対物賠償 | 無制限 | | | | | | | | | | | |
| 搭乗者傷害死亡 | 1,000万円 | | | | | | | | | | | |
| 車両 | 3,000万円 | | | | | | | | | | | |
| 人身傷害 | 無制限 | | | | | | | | | | | |
| 傷 害 共 済 | <p>日常生活の中での災害・損害に備える共済です。</p> <p>① 普通傷害共済 交通事故やその他不慮の事故での死亡・負傷への備え</p> <p>② 農作業中傷害共済 本人・家族・雇用者の農作業による災害への備え</p> <p>③ 就業中傷害共済 事業所等会社・団体職員の就業中の災害への備え</p> <p>④ ボランティア活動共済 ボランティア活動中の事故への備え</p> <p>⑤ 特定農機具傷害共済 トラクターなどの農機具による災害への備え</p> <p>⑥ 臨時作業傷害共済 共同作業・短期的雇用者の作業中の災害への備え</p> <p>⑦ 交通事故傷害共済 自動車・電車・飛行機・歩行中などの災害への備え</p> <p>⑧ 旅行傷害共済 旅行中の事故・災害への備え</p> <p>⑨ イベント傷害共済 学校・JA等団体の行うイベント災害への備え</p> <p>⑩ 学校管理下外傷害共済 児童生徒が学校管理下外の時・場所での災害への備え</p> <p>⑪ 福祉事業就業中傷害共済・福祉事業利用者傷害共済 福祉事業の従事者・利用者がその事業に従事ならびに利用しているときに生じる災害への備え</p> | <p>★通算引受最高限度額 死亡共済金額・入院共済金額・通院共済金額は、傷害共済種類により異なります。</p> <p>★災害による入院・通院は1日でも保障</p> <p>★10名以上は、団体割引あり</p> | | | | | | | | | | |
| 火 災 共 済 | <p>建物や家具家財への火災や落雷・破裂・爆発・自動車の追突や、暴動・盗難による毀損などによる損害に備える共済です。</p> | <p>★共済金額 最高共済引受額 6,000万円 (時価額まで)</p> | | | | | | | | | | |

(注) 引受基準は、条件・種類・加入年齢等により変わります。詳しくは、各支所へご相談下さい。

購 買 事 業

| 事業の種類 | 主な取扱品目 | 事業内容 |
|------------------------|--|---|
| 生産資材供給 | 肥料、農薬、農具、生産資材 出荷資材、園芸資材、種苗 畜産資材、素牛 | ①定期的な予約注文により利用者に宅配 ②店舗により販売 ③生産指導員による巡回指導及び研修会の実施 |
| 農機整備・供給 | 農機具全般 | 専任整備担当による整備と供給、軽トラ斡旋 |
| 園芸センター (グリーンファームきそ) | 園芸資材全般 種苗・花・花木 | ①園芸用品各種揃えています |
| 生活用品の供給 | 生活用品各種、耐久資材 食品各種 | ①定期的な予約注文により宅配 ②店舗により販売 |
| 燃料供給 | 石油類(ガソリン、軽油、灯油等) 自動車用品 | ①給油所における販売 ②灯油の宅配(定期配送システムあり) |
| LPGガス供給 | LPG、ガス器具 | LPGの供給と保安点検の実施 |
| 食材の宅配 | 週2回 食材の供給 | ①健康・安全・新鮮なメニューによる食品宅配 |
| 住宅改善事業 | 住宅建設・改修・設備設置 浄化槽・下水道関連工事 | ①住宅改修について専門担当による相談窓口あり ②工事の設計監理と工事施工 |
| 葬祭事業 (JA虹のホールきそ) | 通夜・葬儀告別式・各種ご法要・出張葬 多目的ホール | ①専門スタッフによる24時間体制での葬儀対応 ②各種会合に対応 |

福祉・介護事業

| 事業内容 | 摘要 |
|------------|--------------------|
| 介護用品の相談と斡旋 | 介護センター又は支所へご相談下さい。 |

医療事業

| 事業内容 | 摘要 |
|---------------|---------------|
| 訪問歯科診療と外来歯科診療 | 歯科診療所へご相談下さい。 |

観光事業

| 事業内容 | 摘要 |
|-------------------------------------|----------------------|
| 農協観光株式会社との連携による旅行企画・斡旋 地域内民宿の紹介等 | 本所農業生活部又は各支所へご相談下さい。 |

主な手数料

※ 各手数料にはいずれも消費税・地方消費税を含んでおります。

貯金関連手数料

令和3年2月末

(1) 当JAのATM利用手数料（1回につき）

| キャッシュカードの種類 | 利用時間帯 | | | 手数料 |
|----------------------|-------|------|---------------|------|
| JAのカード (県内JAのカード) | 平日 | お引出し | 08:45 ~ 19:00 | 無料 |
| | | ご入金 | 08:45 ~ 19:00 | |
| | 土日祝日 | お引出し | 09:00 ~ 19:00 | |
| | | ご入金 | 09:00 ~ 19:00 | |
| 県外JAのカード | 平日 | お引出し | 08:45 ~ 19:00 | 無料 |
| | | ご入金 | 08:45 ~ 19:00 | |
| | 土日祝日 | お引出し | 09:00 ~ 17:00 | |
| | | ご入金 | 09:00 ~ 17:00 | |
| JFマリンバンクのカード | 平日 | お引出し | 08:45 ~ 19:00 | 無料 |
| | 土日祝日 | お引出し | 09:00 ~ 17:00 | |
| 三菱UFJ銀行のカード | 平日 | お引出し | 08:45 ~ 18:00 | 無料 |
| | | | 18:00 ~ 19:00 | 110円 |
| | 土日祝日 | お引出し | 09:00 ~ 17:00 | 110円 |
| 提携金融機関のカード | 平日 | お引出し | 08:45 ~ 18:00 | 110円 |
| | | | 18:00 ~ 19:00 | 220円 |
| | 土曜祝日 | お引出し | 09:00 ~ 17:00 | 220円 |

(2) 再発行手数料

| 種類 | 内容 | 手数料 |
|----------|-------|--------|
| 通帳 | 1冊当たり | 1,100円 |
| 証書 | 1枚当たり | 1,100円 |
| キャッシュカード | 1枚当たり | 1,100円 |

(3) その他の手数料

| 種類 | 内容 | 手数料 |
|---------|--------|--------|
| 小切手 | 50枚/冊 | 495円 |
| 自己宛小切手 | 50枚/冊 | 495円 |
| 約束手形 | 25枚/冊 | 302円 |
| | 1枚/バラ | 110円 |
| マル専口座開設 | 1口座あたり | 3,300円 |
| マル専手形 | 1枚/バラ | 275円 |

※小切手・約束手形手数料については、署名鑑印なしの場合。

※標記手数料には、いずれも消費税・地方消費税が含まれています。

為替手数料

令和3年2月末

(1) 送金手数料 (1件につき)

| 送金の種類 | 手数料 |
|------------|------|
| 県内JAあて | 440円 |
| 県外JA及び他行あて | 660円 |

(2) 振入手数料 (1件につき)

| 振込みの種類 | | 金額の区分 | 手数料 |
|----------------|-------------|-------|------|
| 窓口ご利用 | 自JA・県内JAあて | 3万円未満 | 220円 |
| | | 3万円以上 | 440円 |
| | 県外JA・他行あて | 3万円未満 | 550円 |
| | | 3万円以上 | 770円 |
| 自動送金サービスご利用 | 自JA・県内外JAあて | 3万円未満 | 220円 |
| | | 3万円以上 | 440円 |
| | 他行あて | 3万円未満 | 550円 |
| | | 3万円以上 | 770円 |
| ATMご利用 | 自JA・県内外JAあて | 3万円未満 | 110円 |
| | | 3万円以上 | 330円 |
| | 他行あて | 3万円未満 | 440円 |
| | | 3万円以上 | 660円 |
| アンサー・ネットバンクご利用 | 自JA・県内外JAあて | 3万円未満 | 110円 |
| | | 3万円以上 | 220円 |
| | 他行あて | 3万円未満 | 220円 |
| | | 3万円以上 | 440円 |

(3) 代金取立手数料 (1通につき)

| 取立の種類 | 手数料 | |
|-------------|------|------|
| | 普通扱い | 至急扱い |
| 自JA及び県内JAあて | 440円 | |
| 県外JA及び他行あて | 660円 | 880円 |

(4) その他の諸手数料 (1件あるいは1通につき)

| 種類 | 手数料 |
|-------------------------|------|
| 送金・振込組戻料 | 660円 |
| 不渡手形返却・取立手形組戻・取立手形店頭呈示料 | 660円 |

その他の主な手数料

令和3年2月末

| 種類 | 内容 | | | | 手数料 | | |
|------------|--------------------|--------------------------|----------|-----------|----------|--------------|--|
| 残高証明書発行手数料 | 1通につき | | | | 自動発行 | 440円 | |
| | | | | | 都度発行 | 660円 | |
| 自動送金サービス | 申込手数料 | 1申込あたり | | | | 110円 | |
| | 取扱手数料 | 1回あたり (このほかに振入手数料がかかります) | | | | 無料 | |
| 口座振替手数料 | 口座振替契約に基づくもの一般1回1件 | | | | 110円 | | |
| 集金手数料 ※(注) | 日掛貯金先 | (1回) | | | 550円 | | |
| | 大口貯金先 | (1回) | | | 1,100円 | | |
| 両替手数料 | 1~200枚 | 201~400枚 | 401~500枚 | 501~1000枚 | 1,001枚以上 | | |
| | 無料 | 110円 | 220円 | 330円 | | 千枚ごとに330円を加算 | |

※標準手数料には、いずれも消費税・地方消費税が含まれています。

※(注) 集金手数料については、お取引状況等により個別設定させて戴く場合もあります。

JA木曾の組織

組合員数

令和3年2月末現在 (単位：人、団体)

| 資 格 | | 令和元年度末 | 令和2年度末 | 増 減 |
|------|--------|--------|--------|------|
| 正組合員 | 個 人 | 3,288 | 3,157 | △131 |
| | 農事組合法人 | 7 | 7 | - |
| | その他法人 | - | - | - |
| | 計 | 3,295 | 3,164 | △131 |
| 准組合員 | 個 人 | 6,520 | 6,396 | △124 |
| | 農業協同組合 | - | - | - |
| | 農事組合法人 | 45 | 46 | 1 |
| | その他団体 | 57 | 53 | △4 |
| | 計 | 6,622 | 6,495 | △127 |
| 合 計 | | 9,917 | 9,659 | △258 |

組合員組織の状況

令和3年2月末現在

1 本所

| 組 織 名 | 構 成 員 人 数 |
|-------------------------|-----------|
| 畜 産 生 産 部 会 | 84 |
| 野 菜 生 産 部 会 | 120 |
| 菌 床 き の こ 生 産 部 会 | 4 |
| 花 卉 生 産 部 会 | 35 |
| 水 産 生 産 部 会 | 9 |
| と ま と 生 産 振 興 部 会 | 8 |
| J A 木 曾 生 産 者 直 売 会 | 80 |
| J A 木 曾 女 性 部 | 457 |
| J A 木 曾 民 宿 部 会 | 24 |
| J A 木 曾 A ・ コ ー プ 友 の 会 | 11,470 |
| J A 木 曾 年 金 友 の 会 協 議 会 | 5,092 |
| 合 計 | 17,383 |

(注) 当JAの組合員組織を記載しています。

上記には、各支所に支部のある組織があります。

2 支所

| 組 織 名 | 構 成 員 人 数 |
|-----------------------|-----------|
| 南 部 機 械 化 営 農 組 合 | 359 |
| 中 部 機 械 化 営 農 組 合 | 153 |
| J A 木 曾 日 義 青 年 部 | 57 |
| 南 木 曾 町 茶 業 振 興 会 | 112 |
| 木 曾 町 稲 作 共 同 利 用 組 合 | 30 |
| 合 計 | 711 |

(注) 当JAの組合員組織を記載しています。

役員

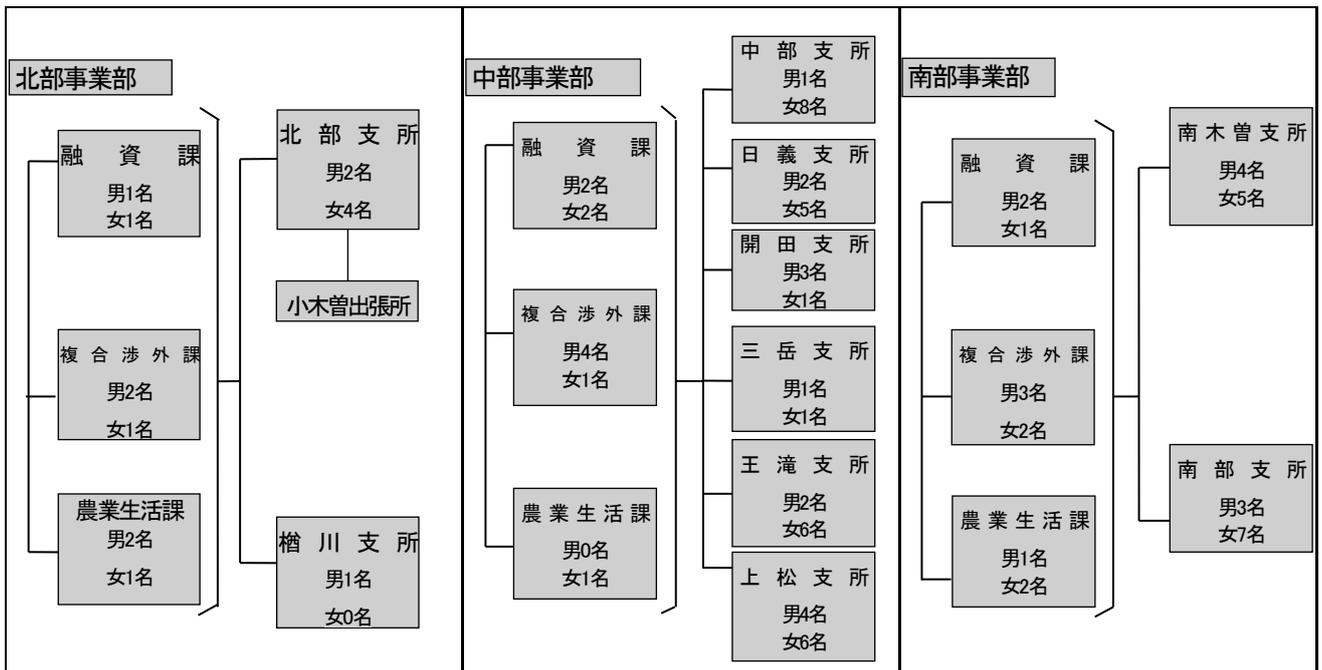
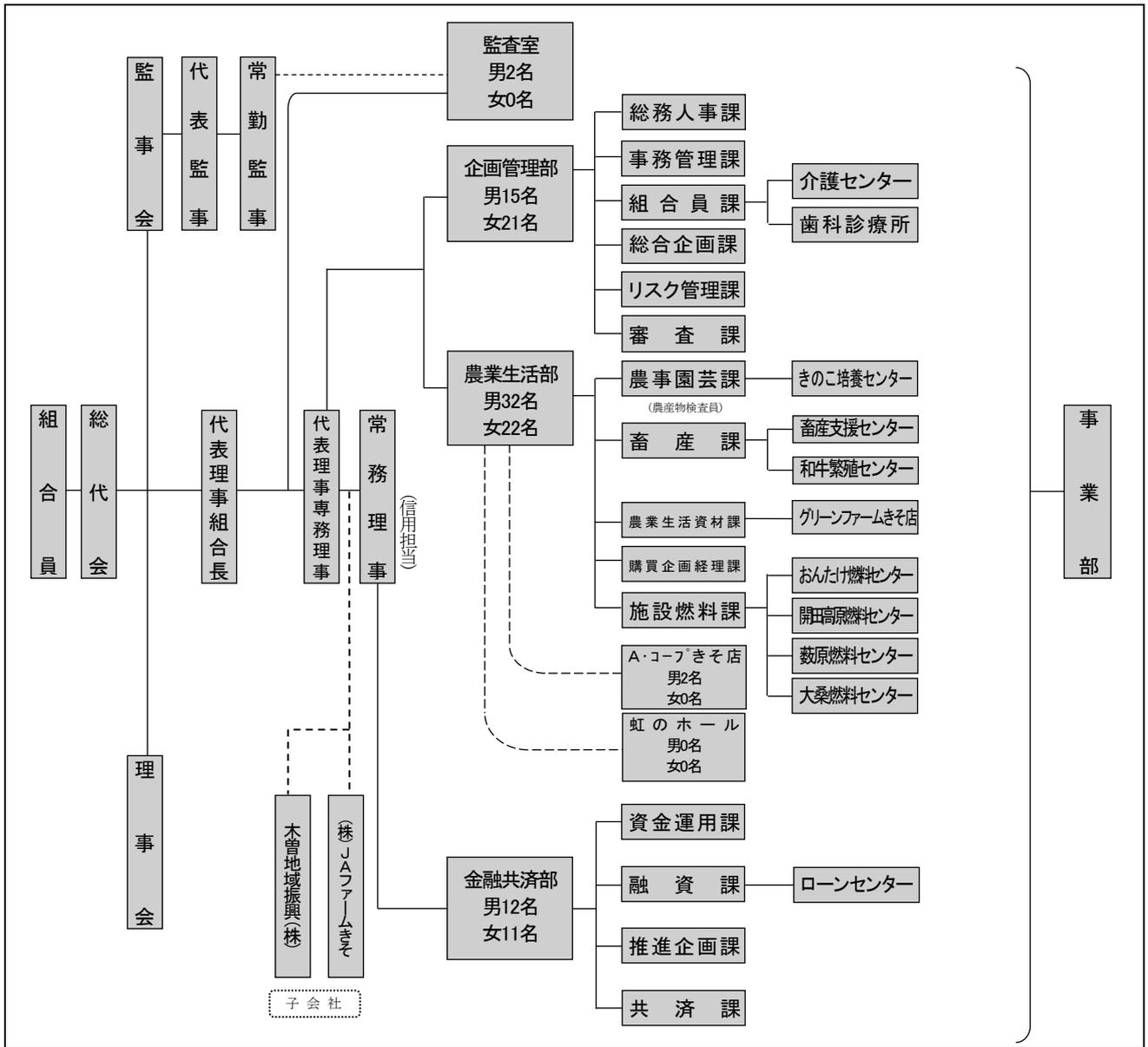
令和3年2月末

| 役職名 | 氏名 | 代表権の有無 | 担当その他 |
|----------|-----------|--------|-------------|
| 代表理事組合長 | 田屋 万 芳 | 有 | |
| 代表理事専務理事 | 中島 拓 也 | // | |
| 常務理事 | 青木 一 孝 | 無 | 実務精通・信用担当 |
| 理 事 | 小 椋 一 二 三 | // | |
| // | 寺 平 栄 | // | 令和2年5月29日退任 |
| // | 寺 平 暁 夫 | // | |
| // | 征矢野 隆 夫 | // | |
| // | 三 尾 章 | // | |
| // | 新 屋 良 弘 | // | |
| // | 梶 原 隆 彦 | // | |
| // | 細 尾 正 | // | |
| // | 織 田 晴 久 | // | |
| // | 久保寺 益 美 | // | 女性 |
| // | 桶 野 直 紀 | // | |
| // | 片 田 恵 | // | |
| 代 表 監 事 | 鎌 亮 治 | — | |
| 常 勤 監 事 | 古 田 一 昭 | — | 実務精通 |
| 監 事 | 中 村 裕 子 | — | 女性 |
| // | 大 畑 哲 也 | — | |
| // | 瓜 尾 豊 | — | |
| 員 外 監 事 | 原 卓 男 | — | |

職員の内訳

令和3年2月末 (単位：人)

| 区 分 | 令和元年度末 | | | 令和2年度末 | | |
|-------|--------|----|-----|--------|----|-----|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 参 事 | — | — | — | — | — | — |
| 一般職員 | 91 | 64 | 155 | 82 | 59 | 141 |
| 営農技術員 | 9 | 2 | 11 | 9 | 2 | 11 |
| 生活指導員 | — | 3 | 3 | — | 2 | 2 |
| 合 計 | 100 | 69 | 169 | 91 | 63 | 154 |



会計監査人の名称

みのり監査法人（令和3年2月現在） 所在地 東京都港区芝

特定信用事業代理業者の状況

該当がありません。

地区および店舗一覧

地 区

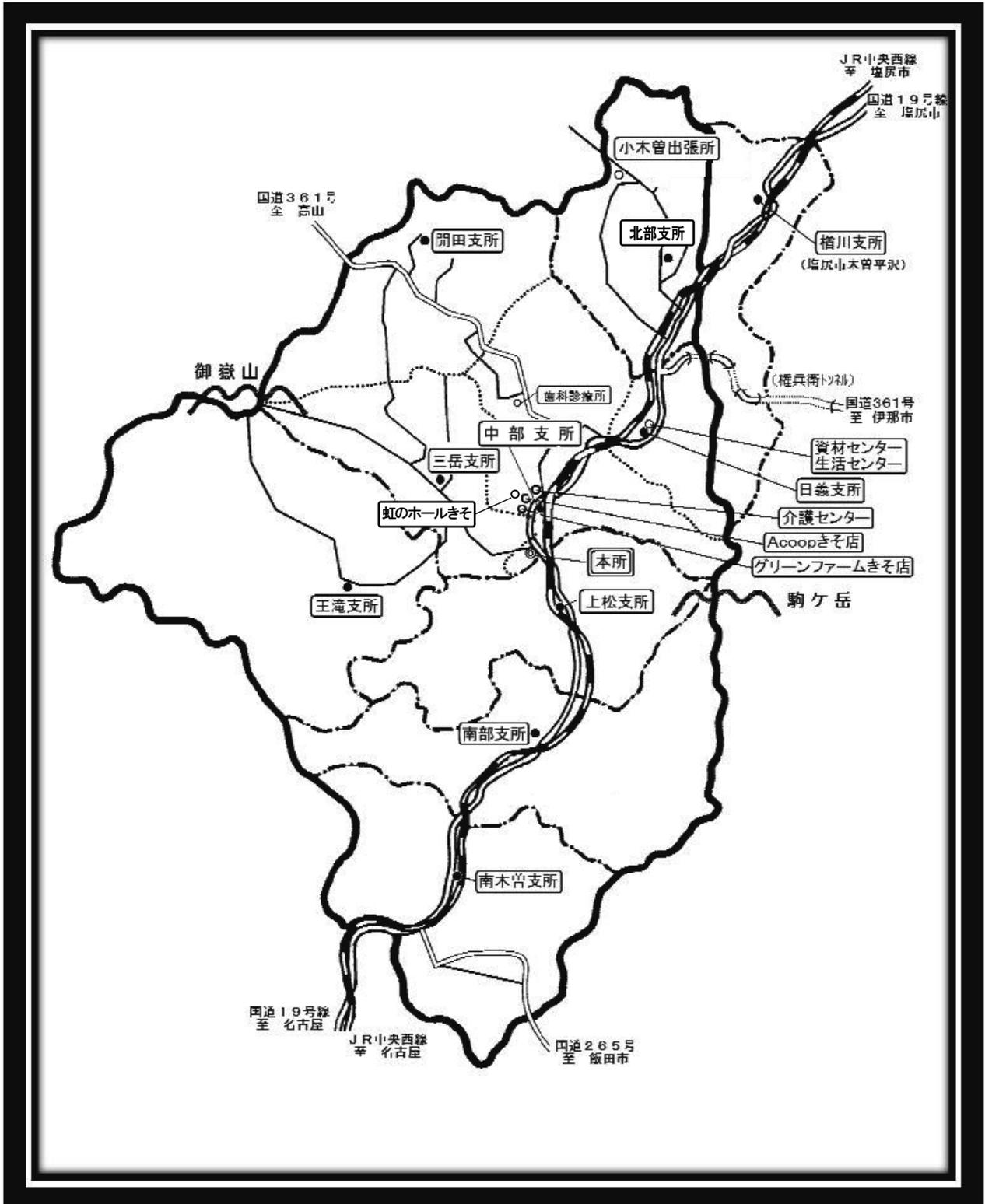
J A木曾は、木曾郡及び塩尻市大字贅川、塩尻市大字木曾平沢、塩尻市大字奈良井を地区としています。

店舗一覧

令和3年2月末

| 店舗名 | | 郵便番号 | 住 所 | 電話番号 | ATM |
|--------|-------------------|----------|------------------|-------------------|-----|
| 本 | 所 | 397-0001 | 木曾町福島3807-1 | (0264) 22-2128 | |
| 北部事業部 | 樽 川 支 所 | 399-6302 | 塩尻市大字木曾平沢2221-1 | 34-2155 | |
| | 北 部 支 所 | 399-6201 | 木祖村大字数原1191-36 | 36-2027 | 1 |
| | 小 木 曾 出 張 所 | 399-6203 | 木祖村大字小木曾4007 | 36-2045 | |
| 中部事業部 | 日 義 支 所 | 399-6101 | 木曾町日義4613 | 23-3310 | 1 |
| | 中 部 支 所 | 397-0001 | 木曾町福島2809-1 | 22-2220 | 1 |
| | 開 田 支 所 | 397-0302 | 木曾町開田高原西野2760 | 44-2001 | |
| | 三 岳 支 所 | 397-0101 | 木曾町三岳6274-11 | 46-2002 | |
| | 王 滝 支 所 | 397-0201 | 王滝村2891-1 | 48-2121 | |
| | 上 松 支 所 | 399-5603 | 上松町駅前通り1丁目66 | 52-2068 | 1 |
| 南信濃事業部 | 南 部 支 所 | 399-5503 | 大桑村大字長野2981-6 | 55-2185 | |
| | 南 木 曾 支 所 | 399-5301 | 南木曾町読書和合3645-24 | 57-2032 | 1 |
| その他事業所 | A・コープきそ | 397-0001 | 木曾町福島2872 | 23-3271 | 1 |
| | おんたけ燃料センター | 397-0001 | 木曾町福島3804-2 | 22-3150 | |
| | 数原燃料センター | 399-6201 | 木祖村大字数原189-1 | 36-2017 | |
| | 大桑燃料センター | 399-5504 | 大桑村大字野尻160-46 | 55-2403 | |
| | 開田高原燃料センター | 397-0301 | 木曾町開田高原末川2697-15 | 42-3636 | 1 |
| | 資 材 セ ン タ ー | 399-6101 | 木曾町日義4613 | 24-2555 | |
| | 生 活 セ ン タ ー | 399-6101 | 木曾町日義4613 | 23-2112 | |
| | グリーンファームきそ | 397-0001 | 木曾町福島2876-4 | 22-3061 | |
| | 介 護 セ ン タ ー | 397-0001 | 木曾町福島2863-4 | 21-2113 | |
| | 歯 科 診 療 所 | 397-0002 | 木曾町新開5317 | 27-6111 | |
| | J A 虹 の ホ ー ル き そ | 397-0001 | 木曾町福島6448-1 | 23-2513 | |

JA木曾の店舗



JA木曽の沿革・歩み

- 昭和40年 5月 西筑摩郡内（榑川・宮ノ越・原野・上田・黒川・開田・三岳・南木曽・山口）の9農協が合併して、西筑摩郡農協が発足
- 昭和49年 3月 木曽郡下（木曽郡・木祖村・福島町・王滝村・上松町・大桑村）の6農協が合併して、木曽農協が発足
- 6月 農協婦人部設立、そ菜生産部会設立
- 8月 酪農・和牛生産部会設立、和牛婦人部設立
- 11月 上松町事業所竣工、酪農生産部会青年部設立
- 12月 養蚕生産部会設立
- 昭和51年 12月 中央店・中央倉庫竣工
- 昭和52年 11月 大桑村事業所竣工
- 昭和53年 8月 木祖村予冷庫竣工
- 9月 第1回木曽郡畜産共進会
- 12月 日義村事業所竣工
- 昭和54年 11月 第1回農協祭開催
- 昭和55年 5月 中央店購買車基地竣工
- 昭和56年 2月 木曽郡畜産生産者大会開催
- 4月 民泊部会設立
- 昭和57年 5月 荒茶工場（南木曽）竣工、生乳処理場/バルククーラー竣工
- 8月 事業所・支所を支所・出張所に名称変更、「濃信社」の権利義務承継
- 昭和58年 3月 開田村予冷庫竣工、大桑村オガコセンター竣工
- 4月 稚蚕共同飼育所竣工（南木曽町田立）
- 昭和58年 8月 現金自動支払機を中央店に設置
- 10月 合併10年記念 仔牛共進会・歌謡ショー開催
- 昭和59年 1月 合併10年記念 貯蓄300億円達成
- 6月 現金自動支払機を木祖村・上松町・大桑村支所に設置
- 8月 全国銀行内国為替制度加入
- 9月 木曽農協地震対策本部設置（県西部地震）
- 昭和60年 4月 榑川村支所改築
- 7月 常滑市農協（愛知県）と姉妹提携調印
- 10月 王滝村支所竣工
- 昭和61年 12月 南木曽町支所竣工、水田農業確立対策推進対策協議会設立
- 昭和62年 6月 国債窓取扱いが認可
- 9月 現金自動支払機を王滝村支所に設置、木曽農協給振クラブ設立
- 昭和63年 3月 農産物輸入自由化阻止中信大会開催、大桑村指定金融機関に指定
- 10月 現金自動支払機が県内オンライン提携
- 11月 京都市より野菜供給優良産地表彰
- 平成 元年 2月 信用事業の土曜日業務休業実施
- 4月 生産資材店舗（グリーンセンター）オープン、南部ライスセンター竣工
- 10月 中部食材センター業務開始、現金自動支払機を三岳村支所に設置
- 野菜生産部会が日本農業賞長野県表彰受賞
- 12月 金融事業優績全国表彰受賞
- 平成 2年 2月 酪農ヘルパー利用組合設立
- 6月 畜産物特別販売施設「グルメリアきらく」オープン
- 経済連牧場開場（三岳村）、きのご培養センター竣工（日義村）
- 平成 3年 4月 野菜出荷貯蔵施設竣工（木祖村）
- 平成 3年 6月 愛称を「JA木曽」に改名
- 平成 4年 8月 開田村野菜予冷庫竣工
- 12月 開田高原給油所竣工
- 平成 5年 2月 生活総合センター「A・コープきそ店」竣工
- 8月 JA木曽貯金残高550億円達成
- 平成 5年 11月 介護用品取扱相談を開始
- 12月 信州博にて木曽特産品販売、水稻異常気象対策会議開催

| | | |
|-------|-----|--|
| 平成 6年 | 3月 | 現金自動預入払出機（ATM）をA・コープきそ店に設置 |
| 平成 7年 | 6月 | 木曽郡干ばつ対策会議開催 |
| | 11月 | JA木曽貯金残高610億円達成 |
| 平成 8年 | 2月 | 田立製茶工場機械竣工式 |
| | 3月 | 「JA木曽こたま会」発足 |
| | 4月 | 木曽農業フォーラム開催 |
| | 8月 | JA木曽婦人部、総会にて「JA木曽女性部」に改名 |
| 平成 9年 | 9月 | 木曽産米「初恋」販売開始、CS（集乳場）閉所 |
| 平成10年 | 4月 | 生産資材流通センター竣工と業務開始 |
| | 11月 | 全国和牛共進会に3頭出場、第1回美の祭典開催（南木曽町支所） |
| 平成11年 | 6月 | JA木曽サンデーバンキング開始（Acoopきそ店、木祖村・南木曽町支所） |
| 平成12年 | 4月 | 経済連三岳牧場畜舎竣工、グルメリアきらく開業10周年記念式典 |
| | 7月 | JA木曽合併25周年記念式典、2000年問題対応 |
| | 8月 | JA木曽介護センター開所式 |
| | 10月 | 指定在宅介護支援事業開始 JAあいち知多との姉妹提携調印式 |
| 平成13年 | 3月 | 木曽産米「ともえちゃん」販売開始・まごころ宅配スタート |
| 平成14年 | 1月 | JAあいち知多アグリタウン・オープンに農産物販売 木曽アグリネット開局式 |
| | 12月 | BSE対策全国集会開催 |
| 平成15年 | 2月 | 第8回全国和牛能力共進会に出場 |
| | 11月 | JA木曽組合員組織全体集会開催、JA木曽健康セミナー開催 |
| 平成16年 | 11月 | 原野農協青年部創立50周年記念式典 |
| | 12月 | おんたけ燃料センター竣工 |
| 平成17年 | 2月 | 「はくさいづくり50周年」記念大会開催 |
| | 3月 | JA木曽合併30周年記念式典、畜産総合施設竣工式（木祖村） |
| 平成18年 | 4月 | 行政合併により旧山口村が岐阜県中津川市へ統合 |
| | 5月 | 長野県JA新勘定システム（Compass-JA）稼働 |
| | 10月 | 「グリーンファームきそ」オープン |
| 平成19年 | 4月 | 新信用システム（JASTEM）稼働 |
| 平成19年 | 10月 | JA木曽榎川支所店舗移転 |
| 平成20年 | 9月 | JA木曽山口支所の廃止 全国和牛共進会に3頭出場、上位入賞 木曽福島支所移転 「くらしの相談室」「ローンセンター」開設、土日相談体制スタート |
| 平成21年 | 4月 | 歯科診療所開設 |
| 平成22年 | 2月 | 信州フラワー品評会にて、アルストロメリア農林水産大臣賞受賞 |
| | 4月 | 長野県中央家畜市場スタート |
| 平成23年 | 4月 | おんたけSS・全農長野協同経営化 |
| 平成24年 | 4月 | A・コープきそリニューアルオープン |
| | 10月 | JA虹のホール竣工式 |
| | 11月 | 木祖支所新店舗オープン |
| 平成25年 | 4月 | 和牛繁殖センター竣工式 |
| 平成26年 | 3月 | 子会社「(株)JAファームきそ」設立 |
| | 12月 | 小木曽出張所移転 |
| 平成27年 | 1月 | JA木曽合併40周年記念組合員組織全体集会 |
| | 4月 | A・コープきそ店、(株)長野県A・コープへ移行 |
| | 10月 | 中信地区JA主催による大相撲松本場所開催 |
| 平成28年 | 4月 | 改正農協法施行 |
| 平成29年 | 2月 | JASTEM・OTM機設置 |
| | 7月 | イントラPCをシンクライアントシステムへ移行 |
| | 12月 | 生産資材システム2011導入 |
| 平成30年 | 11月 | 組合員組織全体集会開催 |
| 令和 元年 | 7月 | 大桑支所新店舗オープン |
| | 11月 | 臨海寺総代会開催 |
| 令和 2年 | 10月 | 拠点再構築により、勘定統合 木祖支所を北部支所、木曽福島支所を中部支所、大桑支所を南部支所へ名称変更 |